資料１

指定居宅サービス事業者における
「指定後の手続き」及び「指導・監査」並びに「業務管理体制の整備」について

・指定後の各種手続について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１～４

・訪問看護ステーション（医療保険）の取扱いに関する留意点について・・・・・・・５～６

・指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法・・・・・・・・・・・・・・７

・指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図・・・・・・・・・・・・・・・８

・指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定【介護保険法】・・・・・・・９～２１

・令和元年度～令和５年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）・・
２２～３１

・指定居宅サービス事業者等に対する主な指導事項・・・・・・・・・・・・・・・３２～５９

・業務管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０～６２

指定後の各種手続について

ここでは大阪府の取扱いを説明しています。指定都市、中核市及び権限移譲市町村に所在する事業所についての手続・方法は、各市町村のホームページ等でご確認ください。

※大阪府では市町村への権限移譲を進め、知事の権限に属する事務のうち

■介護保険法に基づく居宅サービス等事業者の指定・指導等の事務

■老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始届の受理等に関する事務

については、移譲市町村（広域連合を含む。以下同じ。）がそれぞれ権限を有しています。

令和６年４月現在、大阪府が権限を有するのは、守口市、門真市、四條畷市、摂津市、大東市、交野市、藤井寺市、羽曳野市及び島本町の区域です。

■変更の届出・介護給付費算定に係る体制等に関する届出

(1) 変更届出書の提出

下記の事項に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に届出が必要です。「**変更届出書**」に**必要書類を添付**して届け出てください。

＊ 必要書類や届出方法は、所管する指定権者（大阪府知事、政令指定都市、中核市及び権限移譲市町村の長）のホームページ等で確認してください。

＊ 事業所の名称や所在地の変更は、介護保険事業所番号が変わる場合がありますので、事前に相談してください。（(3) ア参照）

【全サービス共通】

事業所の名称又は所在地

法人情報（名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名又は名称）

登記事項証明書（当該サービスに関するものに限る。）

事業所の平面図、管理者の氏名若しくは住所又は運営規程

【サービスによって届出が必要】

定員・・・・・・・・通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

協力医療機関・・・・・訪問入浴、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護

福祉用具の保管、消毒方法、(委託している場合) 委託先の状況・・福祉用具貸与

サービス提供責任者・・訪問介護

設備及び備品の概要・・・・・・・・・訪問入浴

(2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出 (加算) の提出

指定時に届け出た「**介護給付費算定に係る体制等に関する届出 (加算)**」の内容を変更する場合は、届出が必要です。加算については、月の 15 日までに届出て翌月から算定できるものと、月末までに届出て翌月から算定できるものがありますので締切日に注意してください。

なお、**通所介護事業所の大幅な定員の変更**は、「介護報酬に係る事業所規模による区分」も変更となり、**介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出が必要になる場合**があります。

【介護職員等処遇改善加算について】

○指定権者への届出

加算の算定を受けようとする場合は、算定を受けようとする月の前々月（４月から算定するならば２月）の末日までに、「介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書」を所管する指定権者に提出してください。

なお、当該計画書を複数の介護サービス事業所等について一括作成する場合は、それを各介護サービス事業所等を所管する指定権者にそれぞれ提出します。

○賃金改善の実績報告

各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月（３月まで加算を算定したならば７月）の末日までに、「介護職員等処遇改善加算等 処遇改善実績報告書」を所管する指定権者に提出するとともに、２年間保存してください。事業年度中に事業を廃止した場合も提出が必要です。

なお、提出がないと加算の要件を満たさず、介護報酬返還の対象となることがあります。

⑶ 変更届出書の提出に伴う留意事項

ア　変更届出書の提出に伴い介護保険事業所番号が変更となる場合

次のような場合には、介護保険事業所番号が変更されます。

・市町村を越えて事業所の所在地を移転した場合

→移転前後で指定権者が異なる場合は、廃止・新規の手続が必要な場合があります。所管する指定権者に確認してください。

・同一所在地同一名称で運営している複数の介護保険サービス事業の一部の事業について事業所名称を変更した場合（同一所在地、同一名称の事業所に対して１つの事業所番号を付与しているため）

・異なる事業所名称で運営していたが同一名称にした場合（同一所在地、同一名称の事業所に対して１つの事業所番号を付与しているため）

イ　介護保険事業所番号、事業所名称、事業所所在地を変更した場合に必要な手続

・居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者並びに利用者に対する介護保険事業所番号等の変更の周知徹底

・大阪府国民健康保険団体連合会に対する所定の手続（詳細は連合会にお問い合わせください。）

■廃止、休止、再開の届出

⑴ 廃止（休止・再開）届出書の提出

指定以降に廃止、休止、再開をする場合は、「廃止（休止・再開）届出書」の提出が必要です。

⑵ 廃止（休止・再開）届出書の提出に伴う留意事項

ア　休止の場合　（届出日・・・休止予定日の１か月前）

事業者としての要件（指定基準）を満たさなくなった場合等で、かつ、事業継続の意思を有する場合は、休止届出書の提出が必要です。（休止期間は最大６か月です）

利用者へのサービス提供に空白が生じないよう、利用者の希望を踏まえ他の事業所等への引継ぎの対応を行ってください。

イ　再開の場合　（届出日・・・再開後 10 日以内）

休止届出書を提出した事業者が事業を再開するには、再開届出書を提出してください。

ウ　廃止の場合　（届出日・・・廃止予定日の１か月前）

事業を廃止する場合は、廃止届出書の提出が必要です。（指定書（又は更新指定書）の原本を添付してください）

利用者へのサービス提供に空白が生じないよう、利用者の希望を踏まえ他の事業所等への引継ぎの対応を行ってください。

■指定の更新

指定事業者として事業を実施するためには、６年ごとに指定の更新が必要です。指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬が請求できなくなります。

（例）

新規指定日	令和６年４月１日
有効期間満了日	令和12年３月31日
更新日	令和12年４月１日
更新後の有効期間満了日	令和18年３月31日

(1) 対象となる事業所

指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所（介護保険法第71条第１項及び第72条第１項並びに介護保険法施行法第４条の規定により指定があったものとみなされる保健医療機関及び保険薬局を除く。）

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、平成30年４月１日以降なくなったので（市町村が実施する「総合事業」に移行）、更新の必要はありません。

(2) 更新手続

更新手続が必要な事業所については、指定権者から直接、郵送等で更新申請のご案内を送付する予定ですが、各事業者におかれましても更新時期をお忘れなくお願いいたします。

【留意点】

○　事業者（法人にあってはその役員、開設する各事業所の管理者も）が指定の更新の欠格事由に該当するときは、指定の更新が受けられません。

○　事業者が法人で、同一法人グループに属し密接な関係を有する別の法人が指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。

○　休止中の事業所については指定の更新が受けられません。更新申請までに再開届を提出し事業を再開するか、廃止届を提出する必要があります。

■様式及び添付書類

変更届出書及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算）、廃止（休止・再開）届出書の様式や添付書類等は大阪府のホームページに掲載しています。

検索方法：①大阪府ホームページ（トップページ）中部の検索機能で「居宅サービス」を検索し、「指定居宅サービス事業者のページ」（下写真）を開く

②の左上メニューから「指定申請、各種届出」を開く

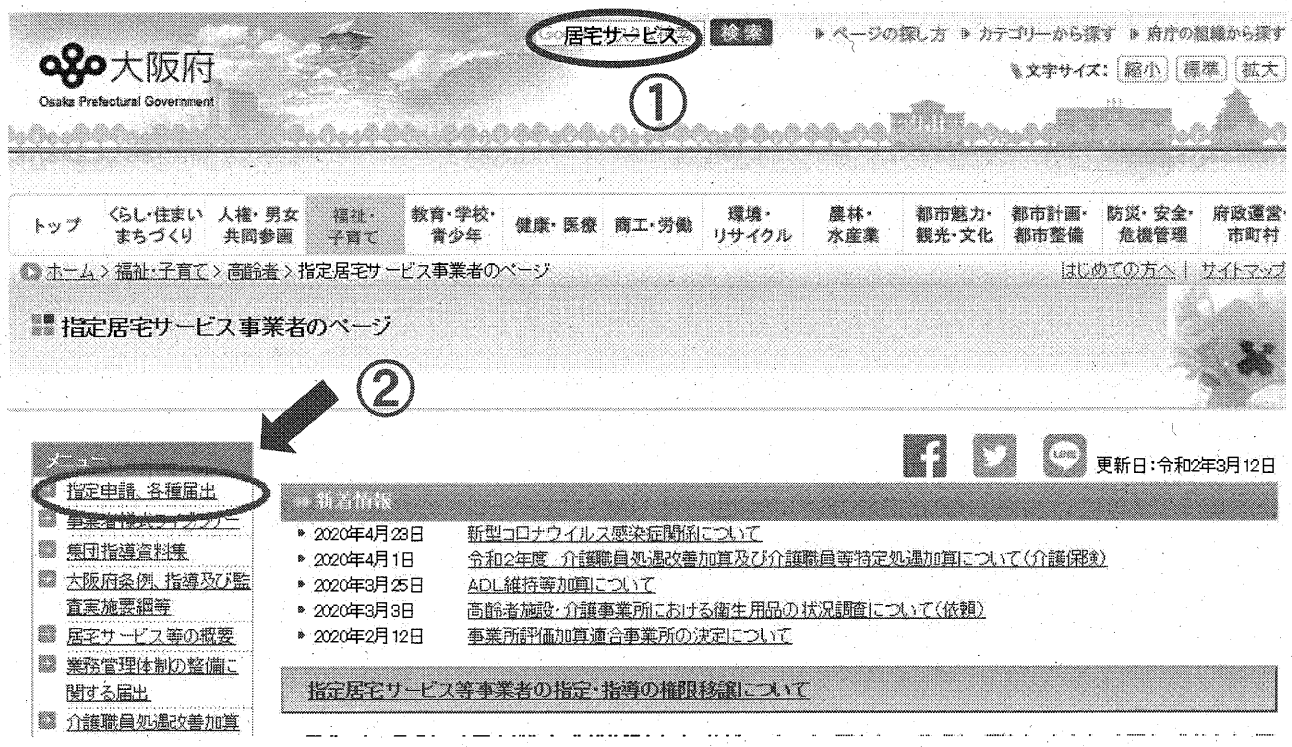

■指定・更新に係る手数料

指定申請や指定更新申請等の際には手数料が必要です。

居宅介護支援、地域密着サービス及び総合事業については、所管の市町村・広域連合に御確認ください。

	新規指定		更新（6年ごと）	
居宅サービス＊1	同時申請	30,000円	同時申請	10,000円
介護予防サービス＊1	35,000円	30,000円	10,000円	10,000円

訪問看護ステーションの皆さま

厚生労働省　近畿厚生局指導監査課

訪問看護ステーション（医療保険）の取扱いに関する留意点について

平素から、社会保険医療行政の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、訪問看護事業者が介護保険法の指定を受けたときは、原則、健康保険法の指定も受けたものとみなされますので、次の点にご留意願います。

★ 訪問看護ステーションの適切な運営にご協力をお願いいたします。

○　ステーションが遵守すべき事項は、「「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について」（令和６年３月５日保発 0305 第 13 号厚生労働省保険局長通知）に定められています。
○　厚生労働省のホームページにて、上記通知名をサイト内検索してご確認の上、引き続きステーションの適切な運営にご協力をお願いいたします。

★ 訪問看護療養費の適切な請求をお願いいたします。

○　ステーションの算定に関する留意事項は、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う 実施上の留意事項について」令和６年３月５日保発 0305 第 12 号厚生労働省保険局長通知）に定められています。
○　留意事項や請求に関する詳細については通知に記載がありますので、厚生労働省のホームページにて、上記通知名をサイト内検索してご確認の上、訪問看護療養費の適切な請求をお願いいたします。

★ 介護保険に係る届出とは別に、近畿厚生局へ届出が必要な場合があります。

○　届け出した内容に変更があった場合や基準が設けられた項目を算定する場合は、市町村（介護保険）への届出とは別に、近畿厚生局（医療保険）にも届出が必要です。

（詳細は裏面をご参照ください。）

届出様式は、近畿厚生局のホームページに掲載しています。

近畿厚生局ホームページ（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html）
→ 保険医療機関・薬局、訪看関係（お知らせ、手続のご案内）　→ 訪問看護事業者の方へ

近畿厚生局から医療保険の届出に関するお知らせ

「訪問看護事業変更届」について

次に該当したときは、速やかに「訪問看護事業変更届」の提出をお願いします。

① 訪問看護ステーションの名称・所在地の変更
② 開設者(法人等)の名称・所在地の変更
③ 法人等の代表者の氏名・住所の変更
④ 法人等の定款・寄附行為・条例の変更
⑤ 法人等が他に開設している介護老人保健施設等の名称・所在地・施設内容の変更、廃止
⑥ 管理者の変更(交替)、氏名・住所の変更
⑦ 運営規程の変更

※ 管理者以外の職員に係る変更（採用、退職、死亡、氏名変更）については、令和２年４月１日から届出が不要となりました。

※ ステーションを休止・廃止・再開する場合は「訪問看護事業の休止・廃止・再開届」を提出してください。

基準の届出について

次の項目を算定する場合は、事前に届出が必要です。

○ 精神科訪問看護基本療養費
○ 24 時間対応体制加算
○ 特別管理加算
○ 訪問看護基本療養費の注２及び注４に規定する専門の研修を受けた看護師
○ 精神科複数回訪問加算
○ 精神科重症患者支援管理連携加算
○ 機能強化型訪問看護管理療養費１・２・３
○ 専門管理加算
○ 遠隔死亡診断補助加算
○ 訪問看護医療ＤＸ情報活用加算
○ 訪問看護管理療養費１・２
○ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）

【照会先】厚生労働省　近畿厚生局指導監査課

○ 施設基準の届出について	06-7663-7663（施設基準グループ）
○ 指定、届出事項の変更の届出について	06-7663-7664（審査グループ）
○ 訪問看護療養費の算定について	06-7663-7665（指導第１グループ）

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

所管庁		事業者
集団指導 ○一定の場所に対象事業者を召集・動画の配信等の講習会方式により指導 ○指導内容 ・運営指導における主な指導事項 ・指定等の基準及び介護給付等の算定方法 ・介護保険制度の改正等の内容　等	実施通知 出席（視聴）	**集団指導　対象事業者** 全ての事業者。ただし、保険医療機関等において介護保険法第 71 条の規定により事業者の指定があったものとみなされた事業者（みなし事業者）を除く。
	欠席した事業者に対しては個別に指導することあり	
運営指導 実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、実施場所、準備すべき書類、運営指導担当者等をあらかじめ事業者に通知して実施。ただし、緊急を要するもの等については、当日通知して実施 ○指定事業所又は法人事務所の所在地等において、対象事業者から事前又は当日に提出を受け、又は閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該事業所等の管理者等からヒアリングを行うことにより実施 ○指導内容 ①介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導 ②最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導（③に関するものを除く。） ③報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導 ※適切でない請求が行われている場合は是正するよう指導（必要に応じて過誤調整）	実施通知 指導実施 改善報告 再指導	**運営指導　対象事業者** 【一般指導】 全ての事業者の中から、別に定める基準により選定し計画的に実施 【合同指導】 厚生労働省又は市町村と合同で運営指導を行うことが必要と認められる指定居宅サービス事業所を対象とし、適宜実施。
	以下の監査対象に該当する場合は、監査を実施	
監査 実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、実施場所、監査担当者等をあらかじめ事業者に通知して実施。ただし、緊急を要するもの等については、当日通知して実施 【行政上の措置】 ○指定基準違反等が認められた場合、期限を定めて基準を遵守すべきことを**勧告** ○正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、期限内にその勧告に係る措置をとるべきことを**命令** ※期限を経過し、なお相当期間を経た後も、命令に違反する等、命令にかかる措置が改善されない場合は、指定取消し等の処分対象） 監査の結果、介護保険法第 77 条各号等に規定する、指定の取消し等ができる事実が確認された場合は、聴聞又は弁明の機会の付与を経て行政処分	実施通知 監査実施 改善勧告 改善命令 改善報告 行政処分	**監査　対象事業所** 次のいずれかに該当する行為がなされたあるいは疑われる事業者 ・大阪府条例で定める人員、設備、運営に関する基準違反 ・利用者に対する虐待 ・介護報酬請求の不正 ・不正の手段により事業者指定を受けた 【行政上の措置】 指定の取消し又は 指定の全部若しくは一部の効力の停止 【経済上の措置】 不正受給した介護報酬の返還及び加算金の徴収（40/100）

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図

指導

対象事業者

全ての事業者（ただし、保険医療機関等において介護保険法第71条の規定により事業者の指定があったものとみなされた事業者（みなし事業者）を除く。）

指導の目的等

指定事業者全体のレベルアップを図ることを主眼として、介護保険法・制度の趣旨・目的の周知及び理解の促進及び介護報酬に係る過誤・不正請求の防止の観点から算定要件等の周知等、介護保険制度の適正な運営を図る

集団指導
- 《出席》→ 完　了
- 《欠席》→ 個別指導

【一般指導】
全事業者から別に定める基準により選定し、計画的に実施。
【合同指導】
厚生労働省又は市町村と合同で運営指導を行うことが必要と認められる指定居宅サービス事業所を対象とし、適宜実施。

「サービスの質の確保と向上」「利用者の尊厳の保持」「高齢者虐待防止法の趣旨」「適正な介護報酬の請求」等の観点から、事業所所在地において、関係書類の閲覧とヒアリングを元に指導

①介護サービスの実施状況指導
個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

②最低基準等運営体制指導
基準等に規定する運営体制に関する指導（③に関するものを除く。）

③報酬請求指導
加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導
※適切でない請求が行われている場合は是正するよう指導
（必要に応じて過誤調整）

運営指導
- 適正・おおむね適正 → 結果通知 → 完　了
- 改善が必要 → 結果通知 → 改善報告書
  - 《期限内に改善された》 → 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》 → 再指導 → たび重ねて指導を行っても改善が行われない場合は、監査へ移行
- ○指定基準違反等や人格尊重義務違反がある場合又は疑われる場合 → 監査

保険：過誤調整（不適正な報酬算定が見受けられる場合）

監査

対象事業者

次のいずれかに該当する行為がなされたあるいは疑われる事業者

・大阪府条例で定め人員、設備、運営に関する基準違反
・利用者に対する虐待
・介護報酬請求の不正又は著しい不当がある
・不正の手段により事業者指定を受けた
・所管庁が必要と認めるとき。

監査

- 直ちに指定取消し等には至らないが、改善が必要と認められる場合 → 改善勧告 → 改善報告書
  - 《期限内に改善された》 → 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》 → 勧告に従わなかったとき 公表 → 行政処分：改善命令 → 改善報告書
    - 《期限までに改善された》 → 完　了
    - 《期限までに改善されなかった》 → 期限を経過し、なお相当期間を経た後も改善されない場合は、行政処分の対象
  - 公示（公報登載）
- 指定取消し等の事由に該当する場合 → 聴聞又は弁明の機会の付与 → 行政処分：指定取消し／指定の全部又は一部の効力の停止 → 処分通知 → 公示（公報登載）
  - 保険者：返還額の確定 加算金の賦課 → 返還命令

！取消処分により事業者指定に係る欠格事由該当者となる者
＝ 当該指定取消し等に係る聴聞通知（行政手続法第15条）があった日前60日以内に役員等＊であった者

＊役員
イ 業務を執行する（合名会社、合資会社、合同会社の）社員・（株式会社の）取締役・執行役又はこれらに準ずる者（社会福祉法人等の理事）
ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者
＊事業者の使用人であって、事業者の事業所又は事業者が開設した施設を管理する者

指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を**太字**で表記）	参　照　条　文
（指定の取消し等） 第77条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1)　指定居宅サービス事業者が、**第70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号**（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第10号の2**（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第11号**（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は**第12号**（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	**第70条第2項** **第4号**　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第5号**　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの※1の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※1　介護保険法施行令第35条の2 **第5号の2**　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの※2により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※2　介護保険法施行令第35条の3 **第10号**　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第10号の2**　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第11号**　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 **第12号**　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 ―――――――――――――――――――― 第5号の3　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当

	該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。・・・）を引き続き滞納している者であるとき。 第６号　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第77条第１項又は第115条の35第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。・・・）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第６号の２　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第77条第１項又は第115条の35第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第７号　申請者が、第77条第１項又は第115条の35第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第７号の２　申請者が、第76条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第77条第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合に

	おける当該特定の日をいう。）までの間に、第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第8号　第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第9号　申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
(2)　指定居宅サービス事業者が、**第70条第9項又は第11項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件**に違反したと認められるとき。	**第70条第9項**　都道府県知事は、第6項又は前項の意見を勘案し、第41条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 **第70条第11項**　都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第1項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第41条第1項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
(3)　指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、**第74条第1項の都道府県の条例で定める基準**又は**同項の都道府県の条例で定める員数**を満たすことができなくなったとき。	**大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例**
(4)　指定居宅サービス事業者が、**第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準**に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。	**大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例**
(5)　指定居宅サービス事業者が、**第74条第6項に規定する義務**に違反したと	**第74条第6項**　指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

認められるとき。	
(6)　居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。	
(7)　指定居宅サービス事業者が、**第 76 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられ**てこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	**第 76 条第 1 項**　都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(8)　指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、**第 76 条第 1 項の規定により出頭を求められ**てこれに応ぜず、**同項の規定による質問**に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は**同項の規定による検査**を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	
(9)　指定居宅サービス事業者が、不正の手段により**第 41 条第 1 項本文の指定**を受けたとき。	**第 41 条第 1 項本文**　市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用・・・について、居宅介護サービス費を支給する。

(10)　前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、**この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める**もの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	**介護保険法施行令第35条の5各号** 健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、 理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、 精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、 再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法 【33法律】
(11)　前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。	
(12)　指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	
(13)　指定居宅サービス事業者が法人で	

ない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	

指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参　照　条　文
（指定の取消し等） 第115条の9　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1)　指定介護予防サービス事業者が、**第115条の2第2項第4号から第5号の2まで、第10号**（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第10号の2**（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第11号**（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は**第12号**（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	**第115条の2第2項** **第4号**　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第5号**　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第5号の2**　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第10号**　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第10号の2**　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第11号**　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 **第12号**　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 --- 第5号の3　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。・・・）を引き続き滞納している者であるとき。

	第６号　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の９第１項又は第115条の35 第６項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第５節及び第203条第２項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第６号の２　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第115条の９第１項又は第115条の35第６項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第７号　申請者が、第115条の９第１項又は第115条の35第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第７号の２　申請者が、第115条の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の９第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知

	した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、第115条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第８号　第７号に規定する期間内に第115条の５第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第９号　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
⑵　指定介護予防サービス事業者が、第115条の２第６項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。	第115条の２第６項　都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第53条第１項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
⑶　指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の４第１項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
⑷　指定介護予防サービス事業者が、第115条の４第２項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
⑸　指定介護予防サービス事業者が、第115条の４第６項に規定する義務に違	第115条の４第６項　指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

反したと認められるとき。	
(6)　介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。	
(7)　指定介護予防サービス事業者が、**第115条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられ**てこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	**第115条の7第1項**　都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(8)　指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、**第115条の7第1項の規定により出頭を求められ**てこれに応ぜず、**同項の規定による質問**に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は**同項の規定による検査**を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	
(9)　指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により**第53条第1項本文の指定**を受けたとき。	**第53条第1項本文**　市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき・・・は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用・・・について、介護予防サービス費を支給する。

(10)　前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、**この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める**もの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	**介護保険法施行令第35条の5各号** 健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、 理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、 精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、 再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法 【33法律】
(11)　前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。	
(12)　指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	
(13)　指定介護予防サービス事業者が法	

人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	

条文（参照条文を**太字**で表記）	参　照　条　文
（介護サービス情報の報告及び公表） 第115条の35 6　都道府県知事は、指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・が**第4項の規定による命令**に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を取り消し、又は期間を定めてその指定・・・の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	**第4項　都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。** --- 第1項　介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所・・・の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 第3項　都道府県知事は、第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。